

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について

Q 1 なぜ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのですか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのですか。

A 1 令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなりました。

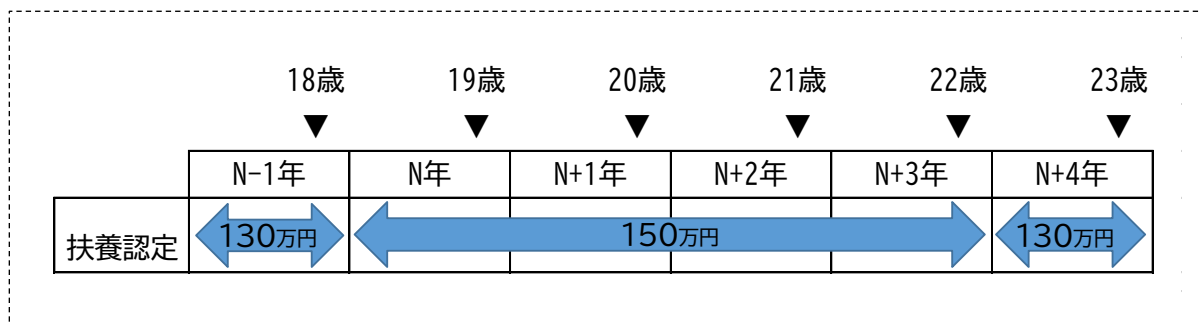
これを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳未満の者の被扶養者認定の要件の見直しを行いました。

なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

Q 2 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）についてはいつの時点で判定するのですか。

A 2 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。

例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となります。



（参考）

- N-1 年（18 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 130 万円未満。
- N 年～N+3 年の間（19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 150 万円未満。
- N+4 年（23 歳の誕生日を迎える年）以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。例えば、誕生日が 1 月 1 日である方は、12 月 31 日において年齢が加算されます。

Q 3 学生であることは要件ですか。

A 3 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めません。あくまでも、年齢によって判断します。

Q 4 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、所得税法上の取扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定するのですか。

A 4 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定します。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなります。

Q 5 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年（暦年）の翌年について、年間収入の要件はどのように判定するのですか。

A 5 年間収入 130 万円未満かどうかにより判定します。

Q 6 令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日より前にさかのぼる場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は、どのように判定するのですか。

A 6 年間収入 130 万円未満かどうかにより判定します。